

平成16年12月24日  
経済産業省  
関東経済産業局

## 特定商取引法違反の電話勧誘業者、シーファイブ(株)に3ヶ月の業務停止命令

～過去の契約が続いている等虚偽のことを告げ、教材等の購入を執拗に勧誘～

経済産業省は、12月22日付けで、「電気主任技術者第三種・ビデオ講座」と称する資格講座教材等の電話勧誘販売業者であるシーファイブ株式会社(本社：東京都千代田区)に対し、特定商取引法の違反行為(不実告知、氏名等不明示、迷惑勧誘等)を認定し、同法第23条第1項の規定に基づき、本年12月24日から平成17年3月23日までの3ヶ月間、電話勧誘販売に関する業務の一部を停止するよう命じました。

1. シーファイブ株式会社は、「電気技術管理センター」、「ビジネス教育開発センター」又は「教育システムサービス」の通称を用いて、過去に同社又は同業他社と第三種電気主任技術者試験のための資格講座に係る契約を締結したところのある消費者に対し、「過去の契約が継続しているので講座を受けなければならない。」、「受講契約を終了するのであればビデオ教材を購入しなければならない。」等と以前の契約に関連する何らかの義務が存在するかのようにつげ、契約の締結に係る勧誘をしていました。
2. また、工業系高校・大学の卒業生名簿に掲載されている者に対して、市町村の年金担当者や同窓会事務局担当者を装って電話をかけ、勤務先の電話番号を聞き出したうえで勤務先に電話をかけ、第三種電気主任技術者の資格を取得するとエネルギー管理士の資格も認定で取得できるなどと虚偽のことを告げ、執拗な勧誘を行っていました。

### 【本件に関する問い合わせ先】

|                    |    |              |
|--------------------|----|--------------|
| 経済産業省消費者相談室        | 電話 | 03-3501-4657 |
| 北海道経済産業局消費者相談室     |    | 011-709-1785 |
| 東北経済産業局消費者相談室      |    | 022-261-3011 |
| 関東経済産業局消費相談室       |    | 048-601-1239 |
| 中部経済産業局消費者相談室      |    | 052-951-2836 |
| 近畿経済産業局消費者相談室      |    | 06-6966-6028 |
| 中国経済産業局消費者相談室      |    | 082-224-5673 |
| 四国経済産業局消費者相談室      |    | 087-861-3237 |
| 九州経済産業局消費者相談室      |    | 092-482-5458 |
| 沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室 |    | 098-862-4373 |

## シーファイブ(株)に対する行政処分の内容

### 1. 事業者の概要

- (1) 事業者名： シーフাইブ株式会社
- (2) 代表者名： 代表取締役 新井 達浩
- (3) 所在地： 東京都千代田区三崎町2丁目7番6号
- (4) 資本金： 1,000万円
- (5) 売上高： 8,300万円(15.10～16.7実績)
- (6) 設立： 平成4年2月5日
- (7) 取引類型： 電話勧誘販売
- (8) 取扱商品： 電気主任技術者第三種・ビデオ講座(ビデオ6巻、テキスト6冊) 29万5千円  
電験三種国家試験特別講習会(年4回) 14万5千円  
直前講習会 8万2千円

### 2. 取引の概要

シーファイブ株式会社(以下「シーファイブ(株)」という。)は、「電気主任技術者第三種・ビデオ講座」(29万5千円)と称する資格講座教材等(以下「本件教材等」という。)の電話勧誘販売を行っているところ、かつて同社又は同業他社の第三種電気主任技術者(以下「電験三種」という。)受験講座等に係る契約を締結したところのある消費者に電話をかけ、いまだ試験に合格していない旨等を告げた上で、過去の契約に関連する何らかの義務が今も存在するかのようによび、また、工業系高校・大学の卒業生名簿に掲載されている者に対して、市町村の年金担当者や同窓会事務局担当者を装って電話をかけ、勤務先の電話番号を聞き出したうえで勤務先に電話をかけ、電験三種の資格を取得するとエネルギー管理士の資格も認定で取得できるなどと告げ、本件教材等の購入について勧誘するに際し当該消費者に対し虚偽の説明を行い、執拗な勧誘を行っていた。

### 3. 業務停止命令の内容と期間

#### (1) 業務停止命令の内容

特定商取引法第2条第3項に規定する電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘すること。

売買契約又は役務提供契約の申込みを受けること。

売買契約又は役務提供契約を締結すること。

#### (2) 業務停止命令の期間

平成16年12月24日から平成17年3月23日まで(3ヶ月間)

#### 4 . 業務停止命令の原因となる事実

シーファイブ(株)は、以下のとおり特定商取引法に違反する行為を行っており、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

##### ( 1 ) 不実告知 ( 特定商取引法第 2 1 条第 1 項 )

ア . 同社は、かつて同社又は同業他社と電験三種試験の資格講座受講等の契約を締結した消費者に対し、「過去に受講した契約が継続しているので講座を続けてもらわなければならない。」、「講座を止めるのであれば最終講座のビデオ教材セットの申込みをして終了して下さい。」等と告げて、本件教材等の購入契約等の締結に係る勧誘を行っている。

しかし、実際には、当該消費者にとって、上記契約に関連する何らかの義務が存在することはない。( 特定商取引法第 2 1 条第 1 項第 6 号 )

イ . また、工業系の高校・大学卒業者に対し、「電験三種の資格を取得すればエネルギー管理士の資格も取れます」、「電験三種の資格を取り、3年以上実務経験を積んで研修を受ければ、エネルギー管理士の資格が認定される。」等と告げて、あたかも電験三種の試験に合格すればエネルギー管理士の資格が自動的に取得できる、あるいは研修を受けて認定でエネルギー管理士の資格を取得するためには電験三種の資格取得が必要であるかのように告げて、契約の締結に係る勧誘を行っている。

しかし、実際には、エネルギー管理士の資格を取得するためには、エネルギー管理士試験に合格するとともに、燃料等の使用の合理化に関する実務に1年以上従事すること、又は、燃料等の使用の合理化に関する実務に3年以上従事し、エネルギー管理研修を受講して認定を受けることが必要であり、電験三種の資格を取得したからといってエネルギー管理士の資格が自動的に取得できるわけではなく、また、認定の方法によりエネルギー管理士の資格を取得するために電験三種の資格取得が必要なわけではない。( 特定商取引法第 2 1 条第 1 項第 6 号 )

ウ . さらに、同社の販売員は、資料の送付に同意した消費者に対し資料を送付し、その後当該消費者に電話をかけ、「期限までに申し込まない旨の連絡がなかったので、既に契約は成立している。」などと、あたかも既に契約が成立しているかのように不実のことを告げている。( 特定商取引法第 2 1 条第 1 項第 7 号 )

##### ( 2 ) 氏名等不明示 ( 特定商取引法第 1 6 条 )

同社は、電話勧誘に際し、商号である「シーファイブ(株)」を名乗らず、「電気技術管理センター」、「ビジネス教育開発センター」又は「教育システムサービス」の通称を名乗っている。

(3) 再勧誘 (特定商取引法第17条)

同社は、電話勧誘を受けた消費者が本件教材等の売買契約を締結しない意思を表示したにもかかわらず、その電話で引き続き、又は、再び電話をかけて勧誘している。

(4) 迷惑勧誘 (特定商取引法第22条第3号)

同社は、電話で勧誘する際に、長時間にわたり勧誘を続け、又は執拗に勧誘し、消費者に迷惑を覚えさせている。

5. 勧誘事例

【事例1】

シーファイブ(株)の販売員は、過去に同社と電験三種の資格取得講座に係る受講契約を締結したことがある消費者Aの勤務先に、ビジネス教育開発センターと名乗って電話をかけ、「ビジネス教育開発センターは、電気技術管理センターが名前を変えたところで、すべてを引き継いでいます。貴方とは、以前の契約で電験三種の資格を取得するまで面倒をみることになっており、法的には同意契約したことになっていて、そのまま継続になっているので、当方の行う直前講習会を受講して資格を取ってもらわなくてはならない。」等と告げて、受講の申込みを迫った。Aが、「断る。」と返事をする、同販売員は、「契約は続いているので、資格を取得するまで受講してもらわなくてはならない。書類を送ります。」と言って電話を切った。その3、4日後、同社から、Aの自宅に、「請求通知書」、「誓約書」等と題する書面が送付されてきた。Aは受講の申込みをするつもりがなかったため、そのまま放置していたところ、同販売員から勤務先に電話があり、「書類届きました。貴方とは、資格を取るまで面倒見ることになっているので合格するまで受講をしてもらわなくてはならないので、講習の申込みをして下さい。」などと執拗に勧誘された。Aは、勤務先の電話で周りに人がいて気を遣いながらの長電話なので早く切りたいと思いながら話を聞いていると、同販売員が「止めるのなら、講習の申込みをして受講料を振り込んでもらえば、今回限りで終了となる修了証を出します。」というので、これで終わりになるのならと思い、「申込みをする。」と仕方なく受講を承知した。

## 【事例 2】

シーファイブ(株)の販売員は、消費者Bの勤務先に、ビジネス教育開発センターと名乗って電話をかけ、「今電験三種の国家資格を取得すると、エネルギー管理士の試験が免除されます。」「ビデオ講座と教材がセットになっているので、あなたの都合のいい時間に勉強ができますよ。」とビデオ教材の勧誘をした。Bは仕事で忙しかったので、早く電話を切りたくて、同販売員が「資料を送りますから、住所を教えてください。」と言うのに応じ、会社の住所を教えた。その後会社に、講座の申込用紙等の資料が届いたが、その資料には、講座を申し込まない場合には締め切り日までに必ずご連絡くださいと書いてあった。Bは、同社に連絡しないでいたところ、締め切り日の翌日に同販売員から電話があり、「締め切り日が過ぎているので、もう契約は成立しています。支払い方法はどうしますか。」と言われた。Bは、「クーリング・オフしたいんですが。」と申し出たが、同販売員は「締め切り日が過ぎているので、解約はできません。契約は既に成立しているので、後は支払い方法をどうするか決めてください。」と同じことを何度も繰り返し言った。Bは、最初の電話で承諾したのは資料の送付だけだったのに、既に契約が成立していると言われてたいへん驚いたが、以前聞いたことのあるクーリング・オフができるはずだと思い、「消費者センターに相談してクーリング・オフしますから。」と告げた。

(参考)

### 第三種電気主任技術者及びエネルギー管理士に係る資格の取得方法について

#### 1. 第三種電気主任技術者に係る資格取得方法

第三種電気主任技術者に係る資格を取得するには、以下の2通りの方法があります。

##### (1) 国家試験による取得方法

財団法人電気技術者試験センター（経済産業大臣が指定した指定試験機関）が行う第三種電気主任技術者試験に合格する。試験は誰でも受けられます。

試験に合格後、同試験センター（経済産業大臣が免状の交付事務を委託）に申請することにより、免状が交付されます。

##### (2) 経済産業大臣が認定した学校等において所定の単位を取得して卒業後、電圧500V以上の電気工作物の工事、維持又は運用について一定の実務経験を有する者が、経済産業局に申請することにより、免状が交付されます。

・一定の実務経験 大卒 1年以上 短大・高専卒 2年以上 高校卒 3年以上

電気主任技術者に関する問い合わせ先

(1) による方法

財団法人電気技術者試験センター

TEL: 03-3213-5991

ホームページ <http://www.shiken.or.jp>

(2) による方法

北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の各経済産業局（電力安全課）北陸支局（電力・ガス安全課）  
沖縄（電力・ガス事業課）

#### 2. エネルギー管理士に係る資格取得方法

エネルギー管理士は、熱管理士と電気管理士の2種類がありますが、熱管理士、電気管理士それぞれ2通りの取得方法があります。

##### (1) 国家試験による取得方法

財団法人省エネルギーセンター（経済産業大臣が指定した試験機関）が行うエネルギー管理士試験（熱、電気）に合格する。試験は誰でも受けられます。

免状申請の前に、燃料等（電気）の使用の合理化に関する実務に1年以上従事することが必要です。この実務経験は受験の前でも後でも構いません。

経済産業大臣に申請することにより、熱（電気）管理士免状が交付されます。

##### (2) 認定による取得方法

（財）省エネルギーセンター（経済産業大臣登録研修機関）が行うエネルギー管理研修（熱、電気）を受講し、修了すること。（修了試験に合格すること。）

エネルギー管理研修を受けるためには、研修申込時までに燃料等（電気）の使用の合理化に関する実務に3年以上従事していることが必要です。

経済産業大臣に申請することにより、認定され熱（電気）管理士免状が交付されます。

エネルギー管理士試験及びエネルギー管理研修に関する問い合わせ先

財団法人省エネルギーセンター

エネルギー管理試験・講習センター試験部

TEL: 03-5543-3019

ホームページ <http://www.eccj.or.jp>